

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	こどもの医療費助成に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

稲美町は、こどもの医療費助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

稲美町長

## 公表日

令和8年3月26日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	こどもの医療費助成に関する事務
②事務の概要	<p>「稲美町こども医療費助成条例」及び「稲美町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下、「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務において特定個人情報を取扱う。</p> <p>①こども医療費助成の申請書受理、申請者・扶養義務者の収入調査等の審査、対象者の加入健康保険資格の審査、その申込みに対する応答に関する事務</p> <p>②Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係るこども医療費助成事務・情報連携のため、本町は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。</p> <p>・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。</p> <p>・住民が、医療機関受診時にこども医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。</p>
③システムの名称	福祉医療システム 団体内統合利用番号連携サーバー 中間サーバー Public Medical Hub(PMH)
2. 特定個人情報ファイル名	
こども医療費助成情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第2項</p> <p>(2)稲美町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年稲美町条例第21号。以下「番号利用条例」という。)第4条第1項及び第2項 別表第1の1の項、別表第2の11の項</p> <p>(3)稲美町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則(平成27年稲美町規則第24号。以下「番号利用条例施行規則」という。)第2条、第26条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[ 実施する ]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(情報照会の根拠)</p> <p>(1)番号法第19条9号 (2)番号法第19条9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(平成28年個人情報保護委員会規則第5号)第2条 (3)番号利用条例第4条第1項 別表第1の1の項、別表第2の11の項 (4)番号利用条例施行規則第2条、第26条</p> <p>(情報提供の根拠) なし</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部こども課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号675-1115 兵庫県加古郡稲美町国岡1丁目1番地 電話 079(492)-1212 代表 稲美町役場 経営政策部企画課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号675-1115 兵庫県加古郡稲美町国岡1丁目1番地 電話 079(492)-1212 代表 稲美町役場 健康福祉部こども課
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年9月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年9月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<p>[      十分である      ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れている  2) 十分である  3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業 [      ] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<p>[      十分である      ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れている  2) 十分である  3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っているため、リスク対策は十分と考えられる。
9. 監査	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検      [      ] 内部監査      [      ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<p>[      十分に行っている      ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れて行っている  2) 十分に行っている  3) 十分に行っていない</p>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [      ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;  1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策  2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策  3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策  4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策  5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)  6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策  7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策  8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策  9) 従業者に対する教育・啓発</p>
当該対策は十分か【再掲】	<p>[      十分である      ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れている  2) 十分である  3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	事務に必要なない情報を入手することがないよう、申請書様式において、手続に必要な項目のみ記入する様式としている。また、児童手当システムへの入力に当たっては、必要な項目のみ入力できる仕様としているほか、ダブルチェックを経なければ、処理完了することができない仕組みとなっている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月16日	Ⅱ-1	平成31年3月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	
令和2年3月16日	Ⅱ-2	平成31年3月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	
令和3年9月7日	I-4-②	<p>(情報照会の根拠)</p> <p>(1)番号法第19条8号</p> <p>(2)番号法第19条8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(平成28年個人情報保護委員会規則第5号)第2条</p> <p>(3)番号法第9条第2項の規定により定める番号利用条例第4条第1項 別表第1の1の項、別表第2の11の項</p> <p>(4)番号利用条例施行規則第2条、第26条</p> <p>(情報提供の根拠)</p> <p>なし</p>	<p>(情報照会の根拠)</p> <p>(1)番号法第19条9号</p> <p>(2)番号法第19条9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(平成28年個人情報保護委員会規則第5号)第2条</p> <p>(3)番号法第9条第2項の規定により定める番号利用条例第4条第1項 別表第1の1の項、別表第2の11の項</p> <p>(4)番号利用条例施行規則第2条、第26条</p> <p>(情報提供の根拠)</p> <p>なし</p>	事後	法改正に伴う変更
令和3年9月7日	Ⅱ-1	令和2年3月1日 時点	令和3年9月1日 時点	事後	
令和3年9月7日	Ⅱ-2	令和2年3月1日 時点	令和3年9月1日 時点	事後	
令和7年12月3日	I-4-②	<p>(情報照会の根拠)</p> <p>(1)番号法第19条9号</p> <p>(2)番号法第19条9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(平成28年個人情報保護委員会規則第5号)第2条</p> <p>(3)番号法第9条第2項の規定により定める番号利用条例第4条第1項 別表第1の1の項、別表第2の11の項</p> <p>(4)番号利用条例施行規則第2条、第26条</p> <p>(情報提供の根拠)</p> <p>なし</p>	<p>(情報照会の根拠)</p> <p>(1)番号法第19条9号</p> <p>(2)番号法第19条9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(平成28年個人情報保護委員会規則第5号)第2条</p> <p>(3)番号利用条例第4条第1項 別表第1の1の項、別表第2の11の項</p> <p>(4)番号利用条例施行規則第2条、第26条</p> <p>(情報提供の根拠)</p> <p>なし</p>	事後	
令和7年12月3日	Ⅱ-1	令和3年9月1日 時点	令和7年9月1日 時点	事後	
令和7年12月3日	Ⅱ-2	令和3年9月1日 時点	令和7年9月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月3日	IV-8	-	<p>(リスクへの対策は十分か) 十分である</p> <p>(判断の根拠) 住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っているため、リスク対策は十分と考えられる。</p>	事後	
令和7年12月3日	IV-11	-	<p>(最も優先度が高いと考えられる対策) 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</p> <p>(当該対策は十分か) 十分である</p> <p>(判断の根拠) 事務に必要なない情報を入手することがないよう、申請書様式において、手続に必要な項目のみ記入する様式としている。また、児童手当システムへの入力に当たっては、必要な項目のみ入力できる仕様としているほか、ダブルチェックを経なければ、処理完了することができない仕組みとなっている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月26日	I-1-②	<p>1.事務の概要 稲美町子ども医療費助成条例等に基づき、0歳から中学3年生までの子どもに対し、保険診療にかかる医療費の自己負担額の全額を助成する。</p> <p>2.特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 (1) 申請者から受理した申請書について、受給要件の審査及び受給資格の判定を行う。 (2) 受給資格の判定において、保護者の課税状況を調査する。 (3) 審査及び判定の結果をシステムに入力する。 (4) 医療費受給者証を交付する。 (5) 年に1回年度更新を行い、今後も引き続き受給要件に該当するか審査する。</p>	<p>「稲美町子ども医療費助成条例」及び「稲美町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下、「番号法」という。）の規定に従い、以下の事務において特定個人情報を取扱う。 ①子ども医療費助成の申請書受理、申請者・扶養義務者の収入調査等の審査、対象者の加入健康保険資格の審査、その申込みに対する応答に関する事務 ②Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る子ども医療費助成事務・情報連携のため、本町は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に子ども医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。</p>		
令和8年3月26日	I-1-③	<p>福祉医療システム 団体内統合利用番号連携サーバー 中間サーバー</p>	<p>福祉医療システム 団体内統合利用番号連携サーバー 中間サーバー Public Medical Hub (PMH)</p>		